

7 水大第 1438 号
2026年3月30日

特定自動車使用事業者様

愛知県環境局長

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車導入状況報告書の提出について（通知）

日頃から、本県の環境行政の推進につきまして御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 7 号）第 80 条の規定に基づき、特定自動車使用事業者^{*}は、一定割合以上の低公害車の導入と、前年度末の低公害車導入状況について、知事へ報告することが義務づけられています。

つきましては、別紙 1 の案内に従い、2025(令和 7)年度末（2026(令和 8)年 3 月 31 日）時点の低公害車導入状況報告書を下記により提出してください。

※ 特定自動車使用事業者：乗用車換算で 200 台以上の自動車を県内で使用する事業者

記

1 提出方法

愛知県電子申請・届出システムにより提出してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/proc-search/procedures/330089d6-ab62-47fd-9e4a-e2fef8a8ccee5>

(注) 電子申請・届出システムを使用できない場合は、報告書を郵送するとともに、報告書に関する電子データをメールで提出してください。

報告書は電子申請・届出システム用の様式と郵送用の様式が異なりますので、電子申請・届出システム用様式の報告書を郵送またはメールで提出しないようにしてください。

2 提出様式

県 Web ページ（県民の生活環境の保全等に関する条例第 80 条に定める低公害車の導入義務及び報告について）からダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/teikougai.html>

(注) 作成方法は、様式（自動算定シート）エクセルファイルにある「報告書の作成方法」シートを参照してください。

3 提出先

別紙1のとおり

または、県 Web ページ（低公害車導入状況報告書の提出先一覧）から御確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/teikougaimadoguti.html>

4 提出期間

2026（令和8）年4月1日（水）～2026（令和8）年6月30日（火）

5 その他

特定自動車使用事業者該当しなくなった場合（乗用車換算で200台未満の場合）には、所管する東三河総局・県民事務所等へ非該当届（別紙2記載例参照）を提出していただきますようお願いいたします。

非該当届につきましては愛知県電子申請・届出システムで届出手続きを設けておりませんので、郵送またはメールでの御提出をお願いいたします。

【参考】県民の生活環境の保全等に関する条例（抄）

第80条 事業の用に供する自動車の台数が規則で定める台数以上である事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合（以下「低公害車導入割合」という。）を規則で定める割合以上としなければならない。

2 特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、低公害車導入割合その他規則で定める事項を公表するものとする。

担 当 環境政策部 水大気環境課
大気規制グループ

電 話 052-954-6456

E-mail mizutaiki@pref.aichi.lg.jp